

第 10 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

【基本認識】

- 男女共同参画社会の形成のためには、社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って作られてきたものではあるが、男女共同参画の視点から見ると、明示的に性別による区別を設けていなくても、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。
- 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるためには、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、多様性の確保、公正な処遇といった男女双方を対象にした取組の推進を通じて、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的な制度・慣行を構築することが不可欠である。このため、男女共同参画社会の実現に向けて、税制や社会保障制度をはじめとする社会制度の全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直す必要がある。
- 一人一人の個人がその時々々の事情に応じた多様な働き方を選択でき、誰もがその能力を思う存分発揮できる社会の実現に向け、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進める。
- 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進する。
- 性別による差別的取扱いを受けず個人として能力を発揮する機会が確保されることが、性別による差別的取扱いによって人権が侵害された場合に適切な救済を得られることが重要である。

<施策の基本的方向と具体的取組>

1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

(1) 施策の基本的方向

- 個人の働き方の多様化等を踏まえつつ、働く意欲のある全ての人がその能力を十分に発揮できるよう、また、様々な施策の効果が必要な個人に確実に届くよう、社会の諸制度を見直す。また、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進する。

(2) 具体的な取組

ア 働く意欲を阻害しない制度等の検討

- ① 働き方の多様化を踏まえつつ、働きたい女性が就業調整を意識しなくて済む仕組み等を構築する観点から、税制や社会保障制度等について、総合的な取組を進める。
 - ・ 税制については、令和7年度税制改正において給与所得控除の最低保障額が 65 万円に引き上げられたところ、今後も、働き方の多様化や待遇面の格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選

択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進める。

また、働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いや、働き方の多様化を踏まえた退職給付に係る税制について、企業年金・個人年金等は企業の退職給付の在り方や個人の生活設計にも密接に関係することなどを踏まえ、その検討を丁寧に行い、関係する税制の包括的な見直しを行う。

- ・ 社会保障制度については、被用者保険加入によるメリットの理解を十分に広めながら、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律に基づく中小企業等で働く短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、更なる適用拡大の検討を進める。

第3号被保険者については、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえつつ、被用者保険の適用拡大を進める中で第3号被保険者を縮小することを基本的な方針としつつ、その実態を分析し、制度の在り方の検討を進める。

- ・ 配偶者の収入要件があるいわゆる配偶者手当については、税制・社会保障制度とともに、就業調整の要因となっているとの指摘があることに鑑み、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう、労使に対しその在り方の検討を促す。

イ 家族に関する法制の整備等

- ① 現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、運転免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省間のシステムの統一的な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。
- ② 婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子どもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。

ウ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- ① 「子ども・子育て支援新制度」の実施による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「保育政策の新たな方向性」に基づく取組、「放課後児童対策パッケージ」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付や小規模保育への給付、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策を着実に実施する。
 - ・ 地域の課題に応じた保育の提供体制の確保を図るとともに、保育人材の確保のための取組を総合的に推進する。

- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育の拡大を図る。
 - ・ 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育等により、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。
 - ・ 幼児教育・保育の無償化の着実な実施や保育利用にかかる支援等により、保護者の経済的負担の軽減等を図る。
 - ・ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援における預かりニーズに対応した支援や保育所等における障害のあるこどもの受入れを進めるとともに、マザーズハローワーク等を通じ、きめ細かな就職支援等を行うことにより、障害のあるこどもを育てる保護者を社会的に支援する。
- ② こどもの事故防止に関連する関係府省の連携を図り、保護者や教育・保育施設等の関係者の事故防止の意識を高めるための啓発活動や、安全に配慮された製品の普及等に関する取組を推進し、男女が安心して子育てができる環境を整備する。
- ③ こどもの安全な通行を確保するため、こどもが日常的に集団で移動する経路等の交通安全環境の整備や、地域ぐるみでこどもを見守るための対策等を推進する。
- ④ 男女の多様な選択を可能とする介護の支援基盤の整備を推進する。
- ・ 都道府県や介護事業者等を主体とし、イベントの企画、マスメディア、ネット広告などの発信、パンフレット作成などの情報発信を行い、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図る。
 - ・ 「多様な人材層（若者・女性・高齢者）」をターゲットとした介護現場における「多様な働き方（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休3日制等）」による効率的な事業運営等の実践を行い、その成果を全国に展開する。
 - ・ 介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修（介護に関する入門的研修）を実施し、事前の周知から研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援を行う。
- ⑤ 安心して育児・介護ができる環境を確保する観点から、住宅及び医療・福祉・商業施設等が近接するコンパクト・プラス・ネットワークの取組や、住宅団地における子育て施設や高齢者・障害者施設の整備、各種施設や公共交通機関等のバリアフリー化、全国的高速道路のサービスエリアや「道の駅」における子育て応援施設の整備等を推進する。
- ⑥ 医療・介護保険制度については、多様な人材によるチームケアの実践等による効率化・重点化に取り組みながら質の高いサービスの充実を図る。その際、医療・介護分野における多様な人材の育成・確保や、雇用管理の改善を図る。
- そのため、介護労働者の雇用管理改善を促進する介護雇用管理改善等計画（令和3年厚生労働省告示第117号）に基づき、介護労働者の雇用管理改善等を図る。また、人材不足分野（医療、介護、保育、建設、警備、運輸等）における人材確保支援の強化を図るため、主要なハローワークに人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置し、関係機関・業界団体との連携により、求人者及び求職者に対する支援を実施する。
- ⑦ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進し、家族の介護負担の軽減を図る。

- ⑧ 多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。
- ⑨ 男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備に向けて、育児・介護休業法の履行確保を図る。また、仕事と育児の両立支援の促進のため、次世代育成支援対策推進法の周知を行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進する。あわせて、仕事と介護の両立支援の促進のため、「企業による社員の仕事と介護の両立支援に向けた実務的な支援ツール」や付属資料の積極的な活用促進を図る。
- ⑩ 認知症や一人暮らしの高齢者が、社会から孤立することなく、住み慣れた地域の中で、希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）及び認知症施策推進基本計画（令和6年12月3日閣議決定）に基づき、「新しい認知症観」に立ち、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することにより、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。（再掲）
- ⑪ 就職を希望する女性医師に対して医療機関や再研修先の紹介等を行う女性医師バンク事業の実施や都道府県における女性医師の復職に関する相談窓口の設置等、女性医師等が働きやすい環境の整備を進める。

2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

（１）施策の基本的方向

○ 人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の充実及び周知を図る。

（２）具体的な取組

- ① 学校や社会において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図るとともに、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な教育・啓発活動や、人権教育の在り方等についての調査研究を行う。
- ② 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、分かりやすい広報の工夫等により、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の周知に努める。
- ③ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。その際、相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員等の研修の充実を図るとともに、男女共同参画に関する苦情処理等に関する実態把握を行う。

民生委員・児童委員が人権に関する内容を含め、地域住民の抱える様々な課題に的確に対応できるよう、その資質向上を図るため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金等を通じて、各都道府県等における演習の実施を促す。

また、人権擁護機関においては、男女共同参画社会の実現のために、啓発活動に積極的に取り組むとともに、全国の人権相談所や、「みんなの人権 110 番」において、人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動に、関係機関と連携しつつ積極的に取り組む。

- ④ 英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所や外国語インターネット人権相談受付窓口を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努める。
(再掲)
- ⑤ 男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者についても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。